

令和 4 年 1 月 12 日
警察庁長官官房会計課

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務」に係る落札者の決定に伴う契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務」については、令和 3 年11月30日に開札を行い、落札者を決定し、下記のとおり契約を締結しましたので公表します。

記

- 1 契約の相手方の住所、名称及び代表者
東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社
官公営業本部長 岡田 和也
- 2 契約日
令和 3 年12月 1 日
- 3 契約金額
 - (1) プログラム開発
698, 016, 000円（税込）
 - (2) プログラム保守
192, 984, 000円（税込）
- 4 「事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務」に係る業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質
 - (1) 業務の内容
事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務は、テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、輸入禁制品等の密輸阻止、指名手配者の逮捕等の水際における取締りの徹底を図ることを目的とする業務である。現在運用している業務システムのハードウェアが令和 5 年に運用期限を迎えることに伴い、令和 5 年 8 月に新たな業務システムに更改するため、令和 3 年度から 5 年度にかけて対象となる「プログラム開発」と令和 5 年 8 月から対象となる「プログラム保守」を業務の対象としている。
 - (2) 確保されるべき対象業務の質
 - ア 各仕様書に記載のスケジュールを遵守して適切に実施すること。
 - イ 各仕様書に記載の各要件（機能要件、性能要件、信頼性要件等）を確実に実施すること。
 - ウ 技術者駆けつけ時間
警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、3 時間以内に技術者を派遣する

こと。

エ 障害報告に要する時間

警察庁から連絡を受けた障害について、障害原因、対象業務への影響範囲や最終対処方法を原則5執務日以内に書面で報告すること。期限内に報告できない場合は、別途報告日を提示するとともに、必要に応じて中間報告を行うこと。

オ 回答に要する時間

警察庁からの技術的な問合せに対し、原則5執務日以内に回答すること。期限内に回答できない場合は、別途回答日を提示するとともに、必要に応じて中間回答を行うこと。

カ サービスレベルアグリーメント（Service Level Agreement）の締結

対象業務の効率化、品質向上及び円滑化を図るため、上記ウからオに示す期限については、別途サービスレベルアグリーメント（SLA）を締結する。

5 実施期間

(1) プログラム開発

令和3年12月1日から令和5年3月31日

(2) プログラム保守

令和5年8月1日から令和9年2月28日

6 請負者が対象業務を実施するに当たり警察庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適性かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 報告

ア 請負者は、各仕様書に規程する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を警察庁に提出しなければならない。

イ 請負者は、完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに警察庁に報告するものとし、警察庁と請負者が協議するものとする。

ウ 請負者は、契約期間中において、上記イ以外であっても、必要に応じて警察庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

(2) 調査

ア 警察庁は、請負業務の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、請負者に対して必要な報告を求め、又は警察庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

イ 立ち入り検査をする警察庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

警察庁は、請負業務の適性かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(4) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 請負者は、業務に関して知り得た警察庁、都道府県警察及び事前旅客情報照合業

務又は外国人個人識別情報認証業務に係る省庁の情報について適切な管理をしなければならない。

イ 請負者は対象業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。対象業務に従事する者（従事していた者を含む。以下同じ。）が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条の罰則が適用される。

ウ 対象業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

エ 請負者は、警察庁の情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ要求要件を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、警察庁は、請負者に対し、対象業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を取るべきことを指示することができる。

(5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による警察庁の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 知的財産権の取扱い

(ア) 対象業務において納入された成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の物を除き警察庁が請負者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、請負者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

a 納入成果物に、請負者が対象業務の契約前から権利を有する著作物（請負者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「請負者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その請負者の既存著作物

b 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

(イ) 上記(ア) a で示した請負者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は請負者に権利留保された著作物を自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

(ウ) 納入成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、請負者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続を行うものとする。この場合、請負者は使用許諾の内容については、警察庁の承認を得るものとする。

(エ) 納入成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、知的財産権の取扱

いに関する証明書等を警察庁に書面により提出し、承認を得ること。

エ 権利義務の帰属等

- (ア) 対象業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (イ) 請負者は、対象業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、警察庁の承認を受けなければならない。

オ 契約不適合責任

- (ア) 警察庁は、納入物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、請負者にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (イ) 警察庁は、前項の期間内に請負者の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、請負者に代金の減額を請求することができる。
- (ウ) 警察庁は、前項にかかわらず、請負者が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (エ) 警察庁は、上記(イ)及び(ウ)のほか、その不適合により発生した損害に対し、請負者に賠償を請求することができる。
- (オ) 請負者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引渡した場合において、警察庁がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負者に通知しないときは、警察庁は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、請負者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

カ 再委託

- (ア) 請負者は、警察庁から委託を受けた対象業務の実施に係る業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (イ) 請負者は、対象業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ民間競争入札実施要項5(2)ウの企画書において、再委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他対象業務の実施方法について記載しなければならない。
- (ウ) 請負者は、委託契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、委託先・委託率を明らかにした上で警察庁の承認を得ること。
- (エ) 請負者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合は、再委託先に上記(4)～(5)に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収すること。
- (オ) 上記(イ)から(エ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者による業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由と見なして、請負者が責任を負うものとする。

キ 契約の変更及び解除

(ア) 契約の変更

警察庁及び請負者は、対象業務の質の向上、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出した上で、法第21条の手続きを経なければならない。

(イ) 契約の解除

警察庁は、請負者が次の各号に該当するときは、当該請負者に対し、委託費の支払いを停止し、又は契約を解除することができる。

なお、上記理由により警察庁が契約を解除したときは、請負者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（対象業務の実施分を除く。）を警察庁に納付するとともに、警察庁との協議に基づき、引継ぎの処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

上記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

- a 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- b 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- c 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- d 再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながら契約し、又は再委託先等の契約を承認したとき。
- e 再委託先等が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当することが判明したにも関わらず、直ちに当該再委託先等との契約を解除しないとき、又は再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。
- f 次の各号に該当するとき。
 - (a) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合。
 - (b) 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合。
 - (c) 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合。
- g 警察庁が行う検査に際し、請負者又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めたとき。
- h 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたとき。
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (d) 偽計又は威力を用いて警察庁又はその職員の業務を妨害する行為
 - (e) その他前各号に準ずる行為

i 下記クの(ア)に該当するとき。

ク 私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除

(ア) 警察庁は、この契約に関し、請負者が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- a 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
- b 請負者又は請負者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（請負者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

ケ 私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金

(ア) 請負者は、次の各号に該当する場合、警察庁が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の100分の10に相当する額を警察庁が指定する期日までに支払わなければならない。

- a 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- b 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- c 請負者又は請負者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(イ) 請負者は、上記(ア) cに規定する場合に該当し、かつ次の各号に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として警察庁が指定する期日までに支払わなければならない。

- a 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- b 当該刑の確定において、請負者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(ウ) 請負者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

(エ) 上記(ア)及び(イ)の規定は、警察庁に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、警察庁がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(オ) 請負者が上記(ア)及び(イ)に規定する違約金を警察庁の指定する期日までに支払わないときは、請負者は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、警察庁に支払わなければならない。

コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により警察庁に損害を与えたときは、警察庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、警察庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、警察庁から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責、危険負担

警察庁及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失又は毀損し、その結果、警察庁が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

請負者は、対象業務の実施において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び対象業務に従事する者は、対象業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、対象業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、対象業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守してはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、対象業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、対象業務に関して作成した記録及び帳簿類を、対象業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、警察庁と請負者との間

で協議して解決する。

7 契約により請負者が負うべき責任

請負者が対象業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該請負者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察庁が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、警察庁は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について警察庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、警察庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について警察庁の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は警察庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

8 請負者の実施体制及び実施方法の概要

(1) 実施体制

実施要項で示した体制を取る。

(2) 実施方法

実施要項で示した内容を遂行する。